

令和8年度千葉県介護支援専門員研修事業 専門研修課程Ⅰ・更新研修前期【第2期】開催案内

オンライン ^{ダブル}W2 コース

厚生労働省が定める「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づいて実施します。
専門研修課程Ⅰと更新研修前期は同一プログラムのため千葉県では同時開催で行います。

はじめに

- 本研修は、原則、千葉県登録の方が受講対象者です。（p4.注3参照）
これまでの実務経験、更新履歴により更新に必要な研修は異なります。必要な研修種別をご自身でご確認の上お申し込みくださいますようお願いいたします。
- 専門研修課程Ⅰ・更新研修前期の修了のみでは、介護支援専門員証の更新はできません。
有効期間満了日以内に専門研修課程Ⅱ・更新研修後期の申し込みも行い、研修を修了し千葉県への更新交付申請が必要となります。

□令和8年度の専門研修課程Ⅱ・更新研修後期【第2期】スケジュール

募集時期	令和8年9月下旬予定
研修時期	： オンライン・W4コース➡ 令和8年11月20日（金）～令和9年1月26日（火） ※有効期間満了日、令和10年3月31日迄の方が対象予定です。

□本研修は初回更新の方が対象

初回更新の方とは・・・

- ・介護支援専門員資格取得後、介護支援専門員証を一度も更新していない方です。
- ・更新を複数回行った方でも、**直近の更新**を実務**未経験者**対象の更新研修で行った方、または**直近の更新**を**再研修**により介護支援専門員証をあらたに交付された方も今回の申込では「初回更新の方」に該当します（その場合は修了証の写しが必要となります）。

□国の動き・法定研修実施の考え方

- 令和8年6月に成立しました「社会福祉法等の一部を改正する法律」により更新制度の廃止が決定されました。しかしながら、具体的な取扱いや施行日は未だ確定・発表されておりません。このことから現時点においては現行制度においての研修受講、更新手続きが必要となりますことをご注意願います。国からの発表、通知等で詳細が分かり次第、千葉県介護支援専門員協議会ホームページに掲載いたします（現時点での当協議会へのお問い合わせはお控え願います）。

- 令和6年度から法定研修ガイドラインが見直され「適切なケアマネジメント手法」を取入れる（活用して研修を行う）ことが必須となりました。同手法は多くの書籍、インターネットでも紹介されています。受講を予定されている方は事前に目を通しておくことをお勧めします。
- 国では「介護支援専門員研修等オンライン化事業」を推進していることから、介護支援専門員の各法定研修はオンライン（Zoom等の機能を使用）での実施を基本として行われています。受講者の皆様には受講環境の準備、確保にご理解いただきますようお願いいたします。
- 千葉県では、講義部分を動画配信（eラーニング）、オンタイム前後には個人学習（事前・事後課題）を導入し、オンタイムの研修時間を短縮して構成しています。また、事務局との資料等の共有などもメール等で行います。詳しくは、**6. 受講での注意事項**を参照してください。
- 特定一般教育訓練給付金制度を活用（申請）する方は、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けジョブカードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要です。詳細はp4.注3を参照してください。

以降の研修の概要をご確認いただき、申込書を期日までに郵送してください。

1. 本研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

2. 予定定員

オンライン 200名

- 受講の決定は先着順ではありません。定員を超過した場合は、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先させていただきます。

3. 申込み期限

令和8年8月21日（金） 消印有効 （期日厳守）

- 必要書類を揃え、郵送にてお申し込みください（FAX 不可）。
- 郵送の際は、p.13の宛名をキリトリ線で切り取り、封筒に直接貼ってご使用ください。

4. 研修費用

43,280 円 内訳： 受講料 38,000 円 テキスト 5,280 円

『4訂／介護支援専門員研修テキスト 専門研修課程Ⅰ』

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会 令和6年3月改訂



(使用テキストイメージ)

○すでにお持ちの等の理由でテキストが不要の場合は受講申込書 6. の欄に☑を入れてください。

○受講が決定した方に受講決定通知、受講の手引き、研修費用の払込取扱票を送付いたします。

千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業の対象者に該当する場合は、受講決定後、補助額を減額された研修費用の払込票を送付します。

＜千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業について＞ 詳しくは p.15 参照。

千葉県では更なる高齢化の進展に対応し、介護支援専門員等を継続的に確保していくため、今年度、資格更新の際に必要な研修受講料の一部を千葉県が補助します。

1. 本研修における補助額等

研修名	受講料	補助額	補助後の受講料
専門研修課程Ⅰ・更新研修前期	38,000	5,000	33,000

2. 補助の対象者

県内に登録のある介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、県内の介護事業所等で勤務する方。

※県外に登録のある方や、勤務先が県内の介護事業所等でない方は、補助の対象外となります。

※雇用形態や勤務形態により対象者にならないことはありません。

詳細は、p. 15～をご確認ください。補助の対象者になる方は受講申込書 5. 欄に☑をいれてください。

5. 受講要件

※【前提条件】【共通要件】【個別要件】の3つを満たすことが受講要件となります。

【前提条件】

講義部分は主に動画配信（eラーニング）となります。また、事務局からのご連絡や研修当日までのアナウンス等も可能な限りオンラインや、メール等を活用します。このことから以下の受講環境、操作を行えることがお申込みの前提条件となります。

オンライン コース	参集 コース	受講に必要なこと
☐ 必要	☐ 必要	① <u>eラーニングを視聴できる環境であること</u> パソコン等によってインターネットを介し事務局から配信する動画を視聴できる。
☐ 必要	☐ 必要	② <u>提出関係書類を主催者が指定する書式やソフト（Microsoft Word、Excel、PDF）で作成し、メールに添付して送信できること。</u>
☐ 必要	☐ 必要	③ <u>メールを使うことができ、事務局と送受信（やり取り）ができること。</u> 情報の保護（漏洩防止）の観点から受講者本人専用とし、他の方との共有アドレスは不可。
☐ 必要		④ <u>全日程にオンラインで参加できること</u> ご自分の力でオンライン研修を受講できる技術とそれを取り巻くパソコン環境が準備できる。

【共通要件】と【個別要件】

○専門研修課程Ⅰと更新研修前期では個別要件が異なります(日程、カリキュラム等々は同じです)。

専門研修課程Ⅰ、更新研修前期 共通要件 / 以下の <u>全てを満たす方</u> が対象				
共通要件	・初回更新であること ・現在の介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員としての実務経験があること 注1) ・本研修修了まで介護支援専門員証の有効期間満了日が過ぎないこと 注2) ・介護支援専門員証の登録が千葉県であること 注3) ・予備日も含め全日程出席できること (*欠席、遅刻、早退は不可)。 ・1事例を提出できること (「9. 事例について」 p. 8 参照)			
	区分	A	専門研修課程Ⅰ	B 更新研修前期
個別要件		<u>以下①②の全て</u> に該当すること。		<u>以下①</u> に該当し②又は③を満たす方。
		①現在、介護支援専門員として 従事している方 ②介護支援専門員としての実務経験が申込時点で6ヶ月以上ある方 (6ヶ月未満の方は右欄の更新研修前期となります)		①介護支援専門員証の有効期間満了日が 令和10年3月31日 までに満了する方 ②介護支援専門員としての実務経験が申込時点で 6ヶ月未満の方 、又は現在介護支援専門員として 従事していない方 。 ③特定一般教育訓練給付制度で「更新研修(前期後期)」を申請者する方 注4)

注1) 認定調査業務のみは介護支援専門員の実務とはみなされません。

注2) 本研修(専門研修課程Ⅰ・更新研修前期)の修了のみでは、介護支援専門員証の更新はできません。必ず有効期間満了日以内に専門研修課程Ⅱ・更新研修後期の申込も行い、研修を修了し千葉県への更新交付申請が必要となります。

注3) 千葉県外で介護支援専門員の登録をしている方で、県内の事業所等に勤務しており千葉県で研修受講を希望する場合は、「受講地変更」又は「登録移転」の手続きをしないと千葉県で受講することはできません。受講地変更を希望する場合は、受講決定後に登録のある都道府県へお問い合わせください。

注4) 本研修は、国の教育訓練給付金制度の「特定一般教育訓練」の指定を受けております。要件を満たす方は受講費用の一部が研修修了後に支給されます。講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けジョブカードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要です。詳細は[厚生労働省ホームページ](#)内、「教育訓練給付制度」参照、お近くの[都道府県労働局](#)、[ハローワーク](#)にお尋ねください。

ハローワークから**受給資格確認通知**が発行されましたら速やかに、写し(コピー)を当会へFAXしてください。(当会事務局FAX番号: 043-204-3632)

教育訓練講座名	指定番号
介護支援専門員 更新研修(前期後期)	1220210-2010013-8
介護支援専門員・専門研修課程Ⅰ(実務経験者)	1220210-2520013-8

<教育訓練講座を選択するうえで注意>

・「介護支援専門員 更新研修(前期後期)」で申請する方は、同一年度で更新研修後期も受講することが必須となります)。➡必ず本研修区分は「B 更新研修前期」を選択ください。

・「介護支援専門員・専門研修課程Ⅰ(実務経験者)」を申請する方で、今後、専門研修課程Ⅱでも申請を考えている方は、今回の支給から3年以上経過している必要があります(本制度の対象は「前回の支給日から3年以上経過(雇用保険加入期間)することが必要」となるため)。

6. 受講での注意事項

※日程及びプログラムは8.日程・プログラムを参照ください。

【個人学習（事前・事後課題）とは】…研修内では**ホームワーク**と呼びます。

- ・本研修では、当日の研修時間を短縮しオンタイム当日の学びを深めるため、個人学習（事前・事後課題）があります。指定された期間内に取組み、講師や事務局が指定した方法で必ず期日までにご提出してください。提出がないと受講の継続ができない場合があります。

【動画配信（eラーニング）とは】

- ・受講者自身が主体的に学びます。期間内であれば自分のペースで動画を視聴等できます。
- ・動画内で課された個人ワークや課題等の提出物等については必ず期日までに指定された方法で提出してください。提出がないと受講の継続ができない場合があります。

【オンタイムとは】

- ・指定された日時にご出席いただきます。各自の事例、ホームワーク等持ち寄り、演習を行います。

オンラインコース	Zoom 機能を使用します。
----------	----------------

- ・事務局や講師等から課された個人ワークや課題等の提出物等については必ず期日までに指定された方法で提出してください。提出がないと受講の継続ができない場合があります。

【その他】

- ・受講にあたってのパソコンの操作、機器の準備等は受講者自身がおこなってください。当会では、パソコンの設定、操作、インターネット環境に関するお問い合わせはお受けできません。
- ・研修で使用する配布資料等は、受講者が各自ダウンロードまたは印刷し準備していただきます。印刷に係るインク代、用紙代等の費用は受講者の負担となります。
- ・配布資料等のコピーや転載、当該研修の受講者以外に閲覧・配布等することは原則禁止します。

7. 【受講のためのオンライン環境確認事項】

- ・オンラインコースは1～6の準備が必要です。

番号	項目	内容（PC…パソコンの略）
1	インターネット環境 (通信無制限)	講義動画の視聴(eラーニング)、Zoomを使用している間は、インターネットに常時接続します。安定して接続できる環境か、通信環境を事前によく確認し対応できるようにしてください。Wi-Fiよりも有線を推奨します。
		研修時により発生する通信料は受講者負担となります。これらについて当会は一切対応できません。データ使用料が大きい場合、ご利用の通信料金や契約内容をご確認ください。
2	インターネットに接続 できるパソコン	講義等の資料共有やグループ演習を行うため、スマートフォンやタブレット等での受講は不可とします。
		PCは1人1台とし、1台のPCで複数名が受講することや、1名が複数のPCや端末で受講することは禁止します。
		PCはインターネットに接続するためセキュリティ対策をしておいてください。

3	 ご確認ください ・受講に使用するパソコン(推奨スペック・環境) (R8 年 8 月現在)	Zoom 公式ホームページから 【Zoom のシステム要件】【サポートされている端末】 等をご確認ください https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023 主なシステム要件の一例 ・macOS X(10.13)以降を搭載した macOS X ・Windows 11、Windows 10(注: Windows 10 を実行するデバイスは、Windows 10 Home、Pro、または Enterprise を実行する必要があります。S モードはサポート対象外です。)
4	イヤホン、マイク (ヘッドセット)	研修内容が外部に漏れることを防ぐため、また、グループワークの際に周囲の音声を拾わずにお互いの音声がはっきり聞こえるように、PC に接続できるイヤホンとマイク(ヘッドセット)の使用を必須とします。特に同じ空間での複数使用の場合はヘッドセットが必須となります。
5	ウェブカメラ	受講状況の確認のため、カメラをオンにして常時顔を映して受講していただきます。PCに内蔵されていない場合は外付けのカメラが必要です。
6	受講に適切な場所	音声がよく聞こえるように静かな場所で受講してください。
		受講者以外の第三者が研修内容を視聴することはできません。
		勤務先や自宅等で受講する場合は、受講する部屋をできるだけ別室(受講者本人のみ)にし、同じ空間で複数名での参加はできるだけ避けてください。 ・ハウリング等を防ぐため。 ・受講者以外の映り込みを防ぐため。 ・グループ演習時の個人情報等の漏洩を防ぐため。

8. 日程・プログラム（予定）

○動画配信…期間内であればいつでも視聴できます。 オンタイム…指定された日時に参加いただきます。

○HW あり…オンタイム前後には HW(ホームワーク)があります。詳細は研修中にお伝えします。

日程	研修日	時間	科目	開催方法
1 日目を受講する前に事前オリエンテーション動画を視聴していただきます。				動画配信
3 日目を受講する前までに Zoom 接続テストを行います。（受講決定後にご案内）				Zoom
1・2 日目	9/18（金） ～ 10/3（土）	18 時間 HW あり	①ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定 ②介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状 ③対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）及び 地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク） ④ケアマネジメントの実践における倫理 ⑤生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践 ⑥リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	動画配信 e ラーニング
事例作成 ※詳細は受講決定通知でお知らせします				
3 日目	10/16（金）	13：00～ 16：30	オリエンテーション（今後の研修受講に向けて）	オンタイム （Zoom）
4 日目	10/17（土）		①ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定 ⑦生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	
5・6 日目	10/18（日） ～ 10/28（水）	7 時間 HW あり	⑦生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント ⑪心疾患のある方のケアマネジメント ⑫誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント ⑩大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント ⑧脳血管疾患のある方のケアマネジメント	動画配信 e ラーニング
7 日目	11/6（金）	13：00～ 17：00	上記 ⑦、⑪、⑫、⑩、⑧	オンタイム （Zoom）
8 日目	11/7（土） ～ 11/13（金）	9 時間 HW あり	⑨認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント ⑬看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ⑭家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が 必要な事例のケアマネジメント ⑮個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習 ⑯研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	動画配信 e ラーニング
9 日目	11/14（土）	13：00～ 17：00	上記 ⑨、⑬、⑭、⑮、⑯ オリエンテーション（研修修了にあたって）	オンタイム （Zoom）
予備日	11/20（金）	予備日は、研修期間中に災害等、不測の事態が生じた場合、その代替日としてこの日程に実施することがあります。実施することが決定した場合は、速やかにメールまたは当会ホームページでお伝えします。		
修了時 提出物	11/21（土）	詳細は『受講の手引き』及び研修中にお伝えします。		
				メール・ 郵送

※時間は進行状況により多少前後することがあります。

※接続テストの参加は任意です。詳細日時は[受講の手引き](#)でお知らせします。

※R8 年 8 月 5 日現在の予定となります。カリキュラム等の変更があった場合は速やかにご連絡いたします。

9. 事例について

本研修では、ご自身が担当している事例から1事例選定し提出していただきます。現在実務に就いていない場合は、過去に担当していた事例から選定するか、受講のために対象者を選定して新たに作成してください。※千葉県介護支援専門員協議会では、事例対象者の紹介は行いません。

提出書類は、①事例概要②課題分析（アセスメント一式）③課題整理総括表④ケアプランを予定しています。事例の書き方や綴り方、提出方法等についての案内は、9/8 頃発送予定の受講決定通知と一緒に送付する **受講の手引き** でお知らせします。

10. 申込に必要な書類・事項

- 1) 申込書の所定の位置に、介護支援専門員証の写し（コピー）を貼付してください。（全員）
- 2) 前回の更新時に「実務未経験者の更新研修」、または「再研修」を受講して更新された方は、その修了証の写し（コピー）を添付してください。紛失された方は申込書の 4. 添付書類の有無-②の欄に、修了年度と修了した研修名をご記入ください。
- 3) 修了年度、修了した研修名が分からない方は、千葉県高齢者福祉課 介護保険制度班(043-223-2387)へお問い合わせください。お問い合わせの際は、氏名、介護支援専門員登録番号をお伝えのうえご確認ください。（当会事務局では、介護支援専門員の登録情報や更新履歴を把握しておりません）

11. 申込から研修初日まで

ご案内時期	内 容
8/5（水）～ 8/21（金） 当日消印有効 （期日厳守）	①本開催案内にて受講要件や日程等、研修の概要をご確認ください。 ②受講要件（前提条件・共通要件・個別要件）で該当しているかご確認ください。 ③受講申込書に必要な事項を全て記入してください（書類に記載漏れ等の不備があった場合は受付できない場合があります）。 ※受講申込書は片面印刷で、ホチキスで止めないでください。 ④申込書の原本を期限内に申込書送付先までご郵送ください。その際は、 <u>必ず控えをお手元にお残してください。</u> なお、FAX での申込受付はしておりません。申込書は返却しませんので予めご了承ください。
9/8（火）頃	⑤受講が決定した方には、受講決定通知、受講の手引き、受講テキスト、研修費用の払込取扱票を <u>9/8 頃送付</u> いたします。定員超過などにより受講いただけない場合でも、その旨のご連絡をいたします。 ⑥送付先は原則自宅住所となります。申込書記載内容（送付先住所等）が変更になった場合は必ず当会へご連絡ください。
9/15（火）～	オリエンテーション動画配信
9/18（金）～	1日目・2日目 講義動画配信

12. カリキュラム（介護支援専門員専門研修実施要綱）

科 目	目 的	内 容	時間数
○ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認し、専門職としての自らの課題を理解する。また、ケアマネジメントプロセスに関する最新の知見を確認し、実践のあり方の見直しを行う。	・各自の実践を省みる事により、ケアマネジメントプロセスにおける各項目の持つ意味と重要性に関して再確認し課題等を認識するための講義を行う。 ・専門職としての知識・技術を高めていく上での克服すべき課題等を認識する講義を行う。 ・振り返りに当たっては、担当事例を活用することとし、担当事例におけるケアマネジメントの視点（アセスメントの結果から課題（ニーズ）を導き出すまでの考え方、当該課題（ニーズ）に対するサービスの選定理由等）を発表し、他の受講者との意見交換を通じて、自分自身の技量における課題を認識・理解する。 ・質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。	講義・演習 8 時間
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	・介護保険制度の改正等の状況や地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた現状の取組及び課題に関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 ・利用者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、利用者だけでなくその家族を支援するという視点も必要であることから、ヤングケアラーや仕事と介護の両立支援等利用者の家族も含めた支援に関連する各種制度や社会資源、介護支援専門員に求められる役割に関する講義を行う。 ・フォーマルだけでなくインフォーマルな社会資源との連携やそれらの活用と働きかけに関する講義を行う。	講義 3 時間
○対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）と地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の違いと役割を理解する。	・対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）の考え方と地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の概念・機能・目的に関する講義を行う。 ・対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）に必要な知識・技術及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の展開技法についての講義を行う。 ・個別事例の支援から地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発などに至る一連のプロセスに関する講義を行う。 ・実際に取り組む場である地域ケア会議の意義や機能及び一連のプロセスの中における介護支援専門員としての役割に関する講義を行う。 ・個別事例の支援や地域課題の把握から解決に向け、保険者を含む多職種連携の意義やネットワーク作りの視点と方法に関する講義を行う。	講義 3 時間
○ケアマネジメントの実践における倫理	ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題や、認知症や終末期、身寄りのない高齢者など、意思決定支援の必要性を踏まえ、チームで対応していく際のチームアプローチの方法及び高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等を理解する。	・ケアマネジメントを実践する上で介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、人権の尊重、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントを実践する上で生じる具体的な倫理的課題に対する心構えや対応方法についての講義を行う。 ・認知症、身寄りのない高齢者、看取りのケース等における意思決定支援の必要性や意思決定に向けた支援プロセスに関する講義を行う。 ・倫理的な課題に対するチームアプローチの重要性を認識し、その手法に関する講義を行う。 ・成年後見制度や高齢者虐待防止法等、高齢者の尊や権利擁護に関する講義を行う。	講義 3 時間
○生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義	実践を通じて感じた医療との連携や多職種協働に関する課題を踏まえ、今後の実践に向けて必要な知識・技術を理解する。	・ケアマネジメントを実践する上で必要な疾病や医療との連携、多職種協働の必要性重要性を再確認するための講義を行う。 ・これまでの実践を省みて課題を認識し、医療との連携や多職種協働を実践していくための課題解決の方法に関する講義を行う。	講義 4 時間

		・介護支援専門員から医療機関や多職種に情報を提供する際の留意点及び、医療機関や多職種から情報を収集する際の留意点についての講義を行う。 ・サービス担当者会議や地域ケア会議における多職種との効果的な協働の手法に関する講義を行う。	
○リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	リハビリテーションや福祉用具等に関する基礎知識及び活用に応じた基本的な視点を理解する。	・リハビリテーション（口腔リハビリテーションを含む。）や福祉用具等に関する基礎知識の向上と活用に応じた基本的な視点に関する講義を行う。 ・リハビリテーション専門職及び福祉用具専門相談員等との連携方法等に関する講義を行う。	講義 2 時間
○ケアマネジメントの演習 生活の継続を支える基本的なケアマネジメント	高齢者の生理、心理、生活環境などの構造的な理解を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	・ケアマネジメントを実践する上で必要な高齢者の生理、高齢者やその家族の心理、住環境や同居者の有無などそれぞれの要素と要素の関係性の重要性に関する講義を行う。 ・「適切なケアマネジメント手法」の基本的な考え方及び疾患の有無に関わらず、高齢者の機能と生理に基づく在宅のケアマネジメントやその前提となる多職種との情報共有において必要な視点、想定される支援内容を整理した「基本ケア」について理解する。 ・それらの関係性を踏まえたアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等への具体的な展開方法など、支援に応じたポイントを理解する。 ・高齢者の代表的な疾患や症候群別のケアマネジメントを学ぶことの有効性について理解する。 ・高齢者の生理、心理、生活環境等の構造的な理解を踏まえたケアマネジメントに関する1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義・演習 4 時間
○ケアマネジメントの演習 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	脳血管疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	・脳血管疾患の分類、症状、後遺症、生活障害の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関係性についての講義を行う。 ・脳血管疾患における療養上の留意点や起こりやすい課題について理解する。 ・脳血管疾患に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（脳血管疾患がある方のケア）」について理解する。 ・脳血管疾患がある方のケアマネジメントに関する1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義・演習 3 時間
○ケアマネジメントの演習 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	認知症の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	・認知症や精神疾患に関する医学的・心理的基礎知識の向上と認知症施策に関わる多職種との連携方法等に関する講義を行う。 ・認知症等の特質性を踏まえた早期の対応方法や家族も含めた支援方法などを修得するとともに、地域で生活を継続していくための支援を行う上で必要な視点を理解する。 ・認知症に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（認知症がある方のケア）」について理解する。 ・認知症がある方のケアマネジメントに関する1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義・演習 4 時間
○ケアマネジメントの演習 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	大腿骨頸部骨折の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	・大腿骨頸部骨折の原因、症状、生活をする上での障害及び予防・方法に関する講義を行う。 ・その他の筋骨格系疾患の種類、原因、症状、生活をする上での障害及び予防改善方法や、廃用症候群の原因、生活をする上での障害及び予防改善方法に関する講義を行う。 ・大腿骨頸部骨折における療養上の留意点や起こりやすい課題について理解する。 ・大腿骨頸部骨折に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（大腿骨頸部骨折がある方のケア）」の内容を理解する。 ・大腿骨頸部骨折がある方のケアマネジメントに関する1つの事	講義・演習 3 時間

		例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策(居宅サービス計画の作成)が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	
○ケアマネジメントの演習 心疾患のある方のケアマネジメント	心不全につながる心疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	- 心疾患の種類、原因、症状、生活をする上での障害及び予防改善方法に関する講義を行う。 - 心疾患における療養上の留意点や起こりやすい課題について理解する。 - 心疾患に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア(心疾患がある方のケア)」の内容を理解する。 - 心疾患を有する方のケアマネジメントに関する1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策(居宅サービス計画の作成)が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義・演習 4時間
○ケアマネジメントの演習 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	誤嚥性肺炎の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	- 誤嚥性肺炎の特徴や誤嚥性肺炎の予防のためのケアマネジメントにおける留意点や起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントに関する講義を行う。 - 誤嚥性肺炎の予防における「適切なケアマネジメント手法」の「基本ケア」の重要性を再確認する講義を行う。 - 誤嚥性肺炎の予防における検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア(誤嚥性肺炎の予防のためのケア)」の内容を理解する。 - 誤嚥性肺炎の予防のためのケアマネジメントに関する1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策(居宅サービス計画の作成)が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義・演習 3時間
○ケアマネジメントの演習 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。	- 看護サービスに関する基礎知識の向上と活用に当たっての基本的な視点に関する講義を行う。 - 訪問看護計画との関連付けや看護職との連携方法等に関する講義を行う。 - 看取り等における看護サービスの活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策(居宅サービス計画の作成)が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義・演習 3時間
○ケアマネジメントの演習 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例の特徴、関連する施策の内容や動向、対応する際の留意点等を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	- 単なるレスパイトだけでなく今後の介護に対する不安や利用者、家族同士の軋轢への介入など家族支援における基本的な視点に関する講義を行う。 - 他法他制度(難病施策、高齢者虐待防止関連施策、障害者施策、生活困窮者施策、仕事と介護の両立支援施策、ヤングケアラー支援関連施策、重層的支援体制整備事業関連施策等)の知識やインフォーマルサービスの活用に係る視点が必要な事例の特徴、対応する際の留意点について理解する。 - 関連する他法他制度の内容や動向に関する講義を行う。 - 他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメントを行う際の社会資源の活用に向けた関係機関や多職種との連携、相互理解の必要性、状態に応じた多様なサービスの活用方法について理解する。 - 他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメントに関する1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策(居宅サービス計画の作成)が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義・演習 4時間
○個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の違いを踏まえ、自らがそれらを受ける際の心構えや、法定研修終了後も法定外研修やOJT等を通じて、専門職として不断に自己研鑽を行うことの重要性を理解する。	- 個人で専門性を高めていく際に必要な視点、手法に関する講義を行う。 - 指導支援、コーチング、スーパービジョン等の基本的な考え方、内容、方法を理解するとともに、これらを受ける側と行う側双方に求められる姿勢に関する講義を行う。 - 個人で研鑽する場合と介護支援専門員相互間で研鑽する場合に求められる内容や手法とその関係性についての講義を行う。	講義 3時間

		・専門職として継続した自己研鑽を行うことの必要性重要性について講義を行う。 ・研修において獲得した知識・技術について、更なる実践力を身につけるため、法定外研修や OJT 等を活用した、具体的な自己研鑽の実施方法、地域における学びの場や機会の状況等についての講義を行う。	
○研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体を通じた振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽の意欲を高める。また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	・研修全体の振り返りを行うに当たって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講評を行う。 ・現場で生じる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。	講義・演習 2 時間

合計56時間以上

※千葉県では国の要綱で示されている上記カリキュラムに独自の科目（オリエンテーション等）を追加したプログラムで構成しております。

13. 修了要件

①全日程、欠席、遅刻、早退、通信障害等による中抜け等がなく参加すること

受講者側の通信障害等により、オンラインでの受講が確認できなくなった場合も離席（欠席）として扱われます。研修中の通信環境のトラブル等は対応できかねますのでご注意ください。

②事前課題、事後課題その他主催者が提出を求める書類等の全てを提出のルールに従い、期限内に提出すること

提出等がないと受講の継続ができない場合がありますのでご注意ください。

③1事例を作成、提出すること

詳細は今後お送りする「[受講の手引き](#)」でご確認ください。

14. 修了証明書について

修了要件を満たした方へ修了証明書を発行いたします。（研修最終日から概ね1か月半後）
更新研修前期で受講・修了した方の修了証明書も「専門研修課程Ⅰ」の標記になります。

15. お問い合わせ

1) 研修に関すること・申込書送付先（郵送の際は p.13 のキリトリ線ラベルをご利用ください）

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター5 階
 一般社団法人 千葉県介護支援専門員協議会 担当：疋田・船津
 TEL:043-204-3631（お問合せ時間 平日 10 時～17 時）
 ホームページ <https://www.chiba-cmc.com/>

2) 介護支援専門員の登録、受講履歴に関すること

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 介護保険制度班
 TEL：043-223-2387

【申込書の送付先 宛名ラベル】

申込書郵送の宛先は、下記の点線からキリトリ線に沿って切り取り、封筒に直接貼ってご使用ください。
手書きする際は、送付先住所及び団体名の記載間違いによる不着が発生していますので、誤りがない
か十分確認してください。

キリトリ線 ラベル

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 4-5

千葉県社会福祉センター5 階

一般社団法人

千葉県介護支援専門員協議会事務局行

封筒の内容物に☑チェックを記入すること

1) 令和8年度
専門研修課程Ⅰ・更新研修前期申込書

☐

2) 実務未経験者対象の更新研修、
または 再研修の修了証明書の写し
今までに更新手続きをしたことがない方は不要

☐

申込人数

(名分)

巻末資料

以下の内容（文言）について詳しく説明しています。

1.適切なケアマネジメント手法について

2.千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業について

1.適切なケアマネジメント手法とは

研修実施要綱では以下のとおり示されています。

【専門研修実施要綱】4 実施上の留意点（3）

（3）「適切なケアマネジメント手法」とは、ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ厚生労働省の調査研究事業において、要介護高齢者本人と家族の生活の継続を支えるために、各職域で培われた知見に基づいて想定される支援を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント・モニタリングの項目を整理したものである。本人が有する疾患に関係なく高齢者の機能と生理を踏まえた想定される支援内容を整理した「基本ケア」及び疾患に特有な検討の視点又は可能性が想定される支援内容を整理した「疾患別ケア」により構成される。内容欄に「適切なケアマネジメント手法」の記載のある科目については、当該調査研究事業の成果物等を活用すること。

本日現在、参考書籍やインターネット等で解説、紹介されています。今後は法定研修や現場での実践を通じ同手法を活用しながら学ばれていくことと思います。本研修においても要綱に沿って同手法を活用する科目があります。現時点で同手法を「初めて聞いた」「あまりよくわからない」という方は、事前に目を通しておくことで研修の効果的な学びに繋がりますので一度ご確認されることをお勧めします。以下、主要なサイトをご紹介します。

参考：[厚生労働省ホームページ「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進」](#)
[日本総研ホームページ「適切なケアマネジメント手法」に関連する事業まとめ](#)
◆[「適切なケアマネジメント手法」の手引きと解説動画](#)
手引きの解説動画の一覧もあります。



2.千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業について

千葉県では、更なる高齢化の進展に対応し、介護支援専門員等を継続的に確保していくため、今年度、資格更新の際に必要な研修受講料の一部を補助します。

ここでは、補助額や補助の対象者などの概要についてご紹介します。

1) 補助対象の研修及び補助額等

単位 (円)

	研修名	受講料	補助額	補助後の受講料
1	専門研修課程Ⅰ	38,000	5,000	33,000
2	専門研修課程Ⅱ	28,000	5,000	23,000
3	更新研修(前期・後期)	66,000	各 5,000	56,000
4	主任介護支援専門員更新研修	43,000	10,000	33,000

※なお、補助額分が補助対象者の方に返金されるものではありません。

2) 補助の対象者

県内に登録のある介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、県内の介護事業所等で勤務する方

※県外に登録のある方や、勤務先が県内の介護事業所等でない方は、補助の対象外となります。

※雇用形態や勤務形態により対象者にならないことにはなりません。

3) 補助を受けるための手続について

補助の対象者の方が補助対象の研修を受講する場合、各研修の受講決定後に、研修実施機関に補助後の受講料をお支払いいただくことになります。

県への申請手続は特に必要ありません。

4) お問い合わせ

(1) 補助の利用等、1)～3)に関することは、以下にお問い合わせください。

一般社団法人 千葉県介護支援専門員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター5階

電話：043-204-3631 (土日祝日を除く 10時～17時)

FAX：043-204-3632

HP：<https://www.chiba-cmc.com/>

(2) その他、補助事業に関することは、以下にお問い合わせください。

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護保険制度班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-2387 (土日祝日を除く)

千葉県介護支援専門員研修受講料補助について Q & A

問1 補助事業の目的は何ですか。

答) 県内の要介護等の認定者数が今後更に増加することが見込まれる中、介護支援専門員の人材確保は、重要であることから、県内の介護支援専門員等を継続的に確保し、その定着を図ることを目的に、資格更新の際に受講が必要な研修の受講料の一部を補助するものです。

問2 補助事業の対象となる研修は、どの研修ですか。

答) 今回の補助事業では、法定研修のうち、指定研修実施機関が実施する介護支援専門員の資格更新に係る3種類及び主任介護支援専門員の資格更新に係る1種類の**全部で4種類**の研修を対象としています。

□ 補助対象の法定研修（4種類）は次のとおりです。

【千葉県介護支援専門員協議会 開催】

① 専門研修課程Ⅰ

現在、実務に従事している者で、実務経験が6か月以上の者を対象とする研修

② 専門研修課程Ⅱ

現在、実務に従事している者で、実務経験が3年以上の者を対象とする研修

③ 更新研修（前期・後期）

現在、実務に従事していないが、5年の有効期間内に実務に従事していた経験を有する者を対象とする研修

④ 主任介護支援専門員更新研修

主任介護支援専門員の資格を保有している者で、その資格を更新するための研修

□ なお、補助の対象外である法定研修は次のとおりです。

【千葉県社会福祉協議会 開催】

① 実務研修

実務研修受講試験に合格した者で、介護支援専門員の登録を受けるために必要な研修

② 再研修

5年の有効期間が失効した者又は介護支援専門員の登録後、介護支援専門員証を交付せず5年以上経過した者を対象とする研修

③ 更新研修（実務未経験者）

介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに実務に従事した経験を有しない者を対象とする研修

【千葉県介護支援専門員協議会 開催】

④ 主任介護支援専門員研修

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象とし、主任介護支援専門員資格の新規取得を目的とした研修

※ また、法定外研修は、補助の対象とはなりません。

問3 補助事業の対象を資格更新に係る研修に限定しているのはなぜですか。

答) 県が居宅介護支援事業所などを対象に実施したアンケートでは、介護支援専門員等の離職理由として、資格更新に係る研修が経済的・時間的に負担であるとの回答が上位であったことなどを踏まえ、資格更新に伴う経済的負担の軽減を図ることにより、介護支援専門員等を継続的に確保するため、補助事業を行うものです。

問4 補助額はいくらですか。また、補助対象の研修の受講料の負担は、補助によっていくらに減りますか。

答) 補助の対象者の方は、補助対象の研修を受講する場合、各研修の受講決定後に、指定研修実施機関に対し、補助額分を減額した受講料をお支払いいただくこととなります。補助額と補助後の受講料は、以下のとおりです。

補助対象の研修及び補助額等		※金額は令和8年度		単位(円)
	補助対象の研修名	受講料	補助額	補助後の受講料
1	専門研修課程Ⅰ	38,000	5,000	33,000
2	専門研修課程Ⅱ	28,000	5,000	23,000
3	更新研修(前期・後期)	66,000	各 5,000	56,000
4	主任介護支援専門員更新研修	43,000	10,000	33,000

※なお、補助額分が補助対象者の方に返金されるものではありません。

問5 補助対象の研修の受講に当たり、補助金の交付申請の手続きは必要ですか。

答) 補助対象の研修の受講に当たり、補助金の交付申請の手続きは、必要ありません。

補助の対象者の方は、補助対象の研修を受講する場合、各研修の受講決定後に、指定研修実施機関に対し、補助額分を減額した受講料をお支払いいただくこととなります。

問6 補助対象の研修の受講者は、全員補助を受けられますか。

答) 補助対象となる方は、千葉県に登録されている介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、勤務先が千葉県内の介護事業所、市町村等であることが要件となります。

また、本補助事業の対象研修は、千葉県が実施している研修となりますので、他の都道府県が実施している研修は、対象ではありません。

問7 雇用形態(正社員であるか等)や勤務形態(常勤職員であるか等)によっては、補助対象者にならない場合もありますか。

答) 補助対象となる方は、千葉県に登録されている介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、勤務先が千葉県内の介護事業所、市町村等であることが要件となりますが、勤務先における雇用形態や勤務形態は問いません。

【参考】雇用形態・勤務形態の概念

- 1 雇用形態…正社員、派遣労働者、契約社員、パートタイム労働者など
- 2 勤務形態…常勤、非常勤の別等

問 8 補助対象の要件に該当するかどうかは、どのように確認しますか。

答) 補助対象の要件となっている登録先や勤務先については、補助対象の各研修の受講申込時に指定研修実施機関に提出される書類（申込書、介護支援専門員証の写し等）を基に確認させていただきます。

問 9 勤務先が県内の介護事業所等であることが補助対象の要件となるのですが、どの時点で勤務している必要がありますか。また、勤務先での在籍期間は、要件に影響しますか。

答) 研修の申込時点で県内の介護事業所等に勤務している方、あるいは現在保有している介護支援専門員証の有効期間中に県内の介護事業所等に勤務していた方が対象となります。
また、勤務先での在籍期間は問いません。

問 10 県内の市町村から研修受講料について、別途補助を受けている場合でも、本補助事業の対象となりますか。

答) 本補助事業における補助対象の要件を充足していれば、他の自治体から別途補助を受けている場合でも、本補助事業の対象となります。

問 11 補助額分を減額した受講料を支払った後、研修課程を修了しなかった場合は、補助額分の追加負担は生じますか。

答) 研修受講者の経済的負担の軽減を図り、研修の受講を促進するという本事業の趣旨に鑑み、受講者の方が結果的に研修課程の修了に至らなかった場合でも、そのことをもって、補助額分の追加負担を求めることはありません。

フローチャート

